

後発医薬品の使用推進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従い、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

- ◆ 当院は後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っております
- ◆ 医薬品の供給不足等が発生しても、治療計画等を見直し、関係職種・メーカー等と適切に対応する体制を有しております。
- ◆ 安定した薬物治療を受けていただけるよう、医薬品の供給状況を踏まえ、効果・成分を十分考慮の上で薬剤を変更するなど、柔軟に対応します。
- ◆ 後発医薬品の採用に当たっては、薬事審議会にて決定し、品質・安定供給・十分安全な情報提供など、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しています。

病 院 長